

奈良市公報

号外第11号 令和5年10月規則等

令和6年8月6日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
10	6	56	奈良市青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課
10	16	57	奈良市火災予防規則の一部を改正する規則	消防局予防課
10	26	58	奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住宅課
10	31	59	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課

告 示

月	日	番号	件名	主管
10	10	446	奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	環境政策課
10	24	459	奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示	文化財課

訓 令 甲

月	日	番号	件名	主管
10	17	7	奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
10	2	18	奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程	企業総務課
10	5	53	奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示	給排水課
10	31	19	奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程	企業総務課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
10	5	9	奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課

選 挙 管 理 委 員 会

月	日	番号	件名
10	17	28	奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

規**則**

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 56 号

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市青少年野外活動センター条例施行規則（平成 20 年奈良市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第 1 項中「使用承認を」を「利用承認を」に、「奈良市青少年野外活動センター使用承認申請書」を「奈良市青少年野外活動センター利用承認申請書」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による申請をすることができる期間は、利用しようとする日（2 日以上継続して利用しようとする場合にあっては、その初日をいう。）の 3 月前に当たる日の属する月の 1 日から利用しようとする日の 7 日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条（見出しを含む。）中「使用承認」を「利用承認」に改める。

第 5 条の見出し中「携帯」を「携帯等」に改め、同条中「使用承認」を「利用承認」に、「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「係員」を「指定管理者」に改める。

第 6 条の見出し中「使用日等」を「利用日等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用承認」を「利用承認」に、「使用日」を「利用日」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第 7 条の見出しを「（利用の中止）」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「奈良市青少年野外活動センター使用中止届」を「奈良市青少年野外活動センター利用中止届」に改め、「添えて、」の次に「利用しようとする日までに」を加える。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「条例別表に定める使用料」を「条例第 7 条に規定する利用料金」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第 8 条第 2 項中「使用者は」を「利用者は」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用者名簿」を「利用者名簿」に改め、同条第 3 項中「使用日の」を「利用日の」に、「使用する」を「利用する」に、「当該使用日」を「当該利用日」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第 9 条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条第 1 項中「の規定により使用料」を「に規定する別に定める理由により利用料金」に、「奈良市青少年野外活動センター使用料減免申請書」を「奈良市青少年野外活動センター利用料金減免申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（利用料金の還付）

第 10 条 条例第 9 条ただし書の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

（1）災害その他不可抗力により利用することができなくなったとき 全額

（2）第 7 条の規定による届出を行ったとき 市長の承認を得て、指定管理者が別に定める額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、奈良市青少年野外活動センター利用料金還付請求書（別記第 6 号様式）に承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第 2 号に該当する場合は、承認書の添付を省略することができる。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

奈良市青少年野外活動センター利用承認申請書

				年 月 日		
(宛先) 指定管理者				住所又は〒 所在地		
				電話番号()		
(申請者)				団体名		
				氏名又は 代表者氏名		
次のとおり奈良市青少年野外活動センターを利用したいので申請します。						
利 用 目 的						
利 用 日 時		年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :				
利 用 者 数	区分			市内	市外	合計
	宿泊	3～18歳	宿泊室	人	人	人
			ロッジ	人	人	人
			キャンプサイト	人	人	人
	19歳以上	宿泊室	人	人	人	
		ロッジ	人	人	人	
		キャンプサイト	人	人	人	
	宿泊合計			人	人	人
	区分			市内	市外	合計
	日帰り	3～18歳		人	人	人
		19歳以上		人	人	人
	日帰り合計			人	人	人
利 用 希 望 施 設	☐ 宿泊室 ☐ 指導員室 ☐ 補助員室 ☐ 調理実習室 ☐ 食堂 ☐ 和室 ☐ クラフト室 ☐ プレイルーム ☐ 講座室 ☐ ロッジ ☐ キャンプサイト ☐ 野炊場 ☐ 営火場 ☐ 駐車場 ☐ その他()					
承 認 条 件				承 認 印		

別記第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

奈良市青少年野外活動センター利用中止届

				年	月	日
(宛先)						
指定管理者						
住所又は所在地 〒						
電話番号 ()						
(届出者)						
団体名						
氏名又は代表者氏名						
次のとおり奈良市青少年野外活動センターの利用を中止したいので届け出ます。						
利用承認日時	年 月 日 (曜日)		時から		時まで	
	年 月 日 (曜日)		時から		時まで	
承認年月日	年 月 日		承認番号	第 号		
中止理由						
備考						

第4号様式（第8条関係）

利 用 者 名 簿

団 体 名				
代 表 者	氏 名		年 齢	
	住 所			
連 絡 先				
No.	氏 名	年 齢	住 所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

第5号様式（第9条関係）

奈良市青少年野外活動センター利用料金減免申請書

		年 月 日	
(宛先)			
指定管理者			
		住所又は〒 所在地	
		電話番号 ()	
(申請者)			
		団体名	
		氏名又は 代表者氏名	
次のとおり奈良市青少年野外活動センターの利用料金の減免を受けたいので申請します。			
1	承認の年月日 及び番号	年 月 日	第 号
2	利用承認の内容		
3	利用料金の額	利用料金	円
4	減免を申請する 理由		
※ 決定		承認 印	
☐ 全額免除する。 ☐ 円減額する。			

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式(第10条関係)

奈良市青少年野外活動センター利用料金還付請求書

				年	月	日
(宛先)						
指定管理者						
				住所又は〒		
				所在地		
				電話番号()		
(申請者)						
				団体名		
				氏名又は		
				代表者氏名		
次のとおり奈良市青少年野外活動センターの利用料金の還付を受けたいので請求します。						
利用承認日時	年		月	日(曜日)	時から	
	年		月	日(曜日)	時まで	
承認年月日	年	月	日	承認番号	第 号	
還付請求内容	年		月	日(曜日)	時から	
	年		月	日(曜日)	時まで	
還付請求の理由	☐ 災害その他不可抗力により利用することができなくなったため ☐ その他()					
既納の利用料金	円		還付請求金額	円		

<還付金振込先>

銀行コード			支店番号 (ゆうちょ銀行の場合は店番)			
金融機関名	銀行 農協・信金 信組・労金		支店名	本店 支店 出張所		
口座種別	普通・当座		口座番号			
フリガナ						
口座名義						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(令和 5 年 10 月 6 日揭示済)

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 57 号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則

奈良市火災予防規則（昭和 37 年奈良市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別記第 9 号様式中 「全 出 力 又 は
定 格 容 量」 を 「全 出 力 又 は
蓄 電 池 容 量」 に、「又は定格容量」を「又

は蓄電池容量」に、「あつては定格容量」を「あつては蓄電池容量（定格容量）」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 10 月 16 日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 58 号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則（昭和 61 年奈良市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 13 条第 3 項第 1 号中「姻族」の次に「その他これに準ずる者として市長が認める者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 10 月 26 日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 59 号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成 14 年奈良市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表環境部の部施設管理室の項中「施設管理室」を「工場整備課」に改める。

第 41 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(工場整備課の事務)

第 41 条の 2 工場整備課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 焼却炉及び破砕機の運転管理の総括に関すること。
- (2) 焼却炉及び破砕機の維持管理に関すること。
- (3) 公害防止対策の調査及び研究に関すること。

- (4) 固定観測局の維持管理に関すること。
 (5) 電気工作物保安業務の総括管理に関すること。
 (6) 車両の維持管理に関すること。
 (7) 工場設備の大規模改修工事に関すること。
 (8) 課の庶務に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。
 (奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)
 2 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。
 別表第1の5級の項を次のように改める。

5 級	1 所長補佐の職務
	2 室長補佐の職務
	3 場長補佐の職務
	4 人材育成室長の職務
	5 保健所・教育総合センター管理室長の職務
	6 市民サービスセンター所長の職務
	7 マイナンバーカードセンター所長の職務
	8 東寺林連絡所長の職務
	9 男女共同参画室長の職務
	10 人権文化センター所長の職務
	11 西部出張所課長の職務
	12 行政センター課長の職務
	13 こども園副園長及び保育園副園長の職務
	14 保健センター所長の職務
	15 衛生浄化センター所長の職務
	16 奈良阪処分地管理事務所長の職務
	17 消費生活センター長の職務
	18 地籍調査室長の職務
	19 土木管理センター所長の職務
	20 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務
	21 指揮支援隊長の職務
	22 史料保存館長の職務
	23 西部図書館長及び北部図書館長の職務
	24 学校給食センター所長の職務
	25 選挙管理委員会事務局次長の職務
	26 農業委員会事務局次長の職務

(令和5年10月31日揭示済)

告

示

奈良市告示第446号

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱(令和5年奈良市告示第365号)の一部を次のように改正

する。

別表太陽光発電設備（自家消費型）の項中

「オ 交通関連事業施設

（鉄道・バス※1・タクシー※2 事業者の事業用資産（例：駅舎、車庫、事務所等）のうち、市内に所在するもの。以下同じ。）

※1 奈良県バス協会加盟事業者に限る。

※2 奈良県タクシー協会奈良市部会加盟事業者に限る。

「オ 交通関連事業施設

（鉄道・バス※1・タクシー※2 事業者の事業用資産（例：駅舎、車庫、事務所等）のうち、市内に所在するもの。以下同じ。）

※1 奈良県バス協会加盟事業者に限る。

※2 奈良県タクシー協会奈良市部会加盟事業者に限る。」

カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等（上記アからオまでに該当するものを除く。）

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 10 条第 2 項の規定による第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第 13 条第 2 項の規定による第二種エネルギー管理指定工場等のうち、市内に所在するもの。以下同じ。）

に改め、同表太陽熱

「オ 交通関連事業施設

カ 第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等（上記アからオまでに該当するものを除く。）

利用設備（太陽熱温水器）の項中「オ 交通関連事業施設」を

に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

(令和 5 年 10 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 459 号

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 10 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成 19 年奈良市告示第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日文化庁長官決定）その他の文化庁長官が定める文化財の保護に係る補助金交付要綱に基づき国の補助金の交付を受けて行う事業

第 5 条第 1 項中「雑収入等」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 雑収入等の額

(2) 補助事業者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）上の課税事業者（同法第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でないものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）

第 6 条中「図面及び現況写真」を「図面、現況写真その他の書類」に改める。

第 7 条中「図面及び完了写真」を「図面、完了写真その他の書類」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第 8 条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合にあっては、前条の補助事業等実績報告書の提出後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定したとき（消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を返還させることがある。

別表第 2 備考 1 中「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」を「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 10 月 24 日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 7 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 10 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和 40 年奈良市訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(履歴事項変更の手続)

第 6 条 職員は、氏名又は住所に異動が生じたときは、庶務事務システム（電子計算機を利用して庶務に関する事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）により速やかに人事課長に申請しなければならない。

2 職員は、学歴、資格等に異動が生じたときは、履歴事項変更届（別記第 3 号様式）を速やかに人事課長に提出しなければならない。

第 12 条第 1 項中「(電子計算機を利用して庶務に関する事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。)」を削る。

第 21 条中「もののうち、次の各号に掲げる職員に係るものについては、当該各号に掲げる者」を「ものについては、人事課長」に改め、同条各号を削る。

第 25 条第 1 項中「3 日以内」を「当該退職、休職又は転任の日前まで」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

決 裁 欄	課 長	補 佐	係 長	係	決 裁	
					処 理	

履 歴 事 項 変 更 届			
届 出	年 月 日	所属名	
		職員番号	
受 付	年 月 日	氏 名	
変 更 事 項		記 入 事 項	
ふ り が な 氏 名	旧		
	新		
住 所	旧	〒 — 電話番号 — —	
	新		
学 歴	旧	卒業証明書 成績証明書	
	新		
資 格 取 得		資格名等 取得年月日 取得番号	
		資格取得 証明書写し	

別記第6号様式の2を次のように改める。

第6号様式の2(第9条関係)

職務専念義務免除承認書			
	所 属		
	補 職		職員番号
	氏 名		
申請日 年 月 日			
根 拠	☐ 職務に専念する義務の特例に関する条例第 条第 号		
	☐ 職務に専念する義務の特例に関する規則第 条第 号		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		日間
	時 分から 時 分まで		時間
理 由			
このことについては、次の条件を付けて承認する。 年 月 日 第 号 奈良市長 条件			

別記第7号様式の2を次のように改める。

第7号様式の2(第10条関係)

営利企業等従事許可書		
奈良市長	所 属	
	職員番号	
	氏 名	
申請日 年 月 日		
根 拠	職員の営利企業等の従事制限に関する規則第3条	
勤 務 先 又は営業所	(名 称)	
	(所在地)	
地 位		
職務の内容		
事業の内容		
報 酬	☐ 有 (月額・日額) 円	
	☐ 無	
期 間	年 月 日	日間
	年 月 日	
理 由		
このことについては、次の条件を付けて許可する。 第 号 年 月 日 奈良市長 条件..... 		

別記第12号様式の5中「又は養子縁組届受理証明書」を「若しくは養子縁組届受理証明書」に、「、児童相談所長が」を「又は児童相談所長が」に、「又は証明書などのいずれか」を「若しくは証明書等」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第14条関係）

欠 勤 届

注 意 事 項

奈良市長	所 属	
	職員番号	
	氏 名	
次のとおり欠勤したいので届出します。		
年 月 日		
期 間	年 月 日 時 分から	日間
	年 月 日 時 分まで	時間
事 由		
	所属長確認 (署名又は押印)	

- 1 この欠勤届は、所属長を経由して人事課長に提出してください。
- 2 欠勤の時間計算は、勤務しなかった実勤務時間を月単位に計算し、30分以上は切り上げ、29分以下は切り捨てます。
- 3 無届欠勤は、所属長から人事課長宛の報告書を提出してください。

附 則

この訓令は、令和5年10月17日から施行し、同月1日から適用する。

(令和5年10月17日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第18号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月2日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第16条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 調定伺

第16条第7号中「(支払伝票一覧)」を削る。

第17条第1項中「並びに還付命令書」を削る。

第18条第1項中「、支出負担行為書兼支出命令書及び還付命令書」を「及び支出負担行為書兼支出命令書」に改め、「(支払伝票一覧)」を削る。

第38条第1項中「還付命令書」を「支出命令書」に改める。

第45条及び第46条第3項第1号中「、支出負担行為書兼支出命令書又は還付命令書」を「又は支出負担行為書兼支出命令書」に改める。

第 56 条第 1 項中「(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)」を削る。

第 110 条中「、予算流用伺により」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業局会計規程第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 45 条、第 46 条第 3 項及び第 110 条の規定は、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

(令和 5 年 10 月 2 日揭示済)

奈良市企業局告示第 53 号

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 10 月 5 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書（昭和 55 年奈良市水道局告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式

水道ご使用水量等のお知らせ
いつもご利用いただきありがとうございます。

使用者番号

水栓番号

口径 mm メーター番号

今回指示数 (A)

m³

前回指示数 (B)

m³

旧メーター使用水量 (C)

m³

今回使用水量 (A) - (B) + (C)

m³

計量期間

(注意) このお知らせ票でのお支払いはできません。

上下水道料金ご請求予定金額

	年	月分	年	月分
口座振替予定日				
使用水量		m ³		m ³
上水道料金		円		円
下水道使用料		円		円
合計金額		円		円

通
信
欄

インボイス使用欄※仕入税額控除を受けられる方は適格請求書としてご使用いただけます。
(内消費税等相当額)

上水道料金	円	(	円)
下水道使用料	円	(	円)
合計金額	円		

奈良市水道事業会計 T9800020001723

奈良市下水道事業会計 T1800020001722

口座振替済のお知らせ

	年	月分	口座振替日	
使用水量				m ³
振替金額				円
使用水量				m ³
振替金額				円
使用水量				m ³
振替金額				円

上記金額をご指定の口座から振替させていただきました。

計量員

奈良市企業局 計量センター

電話 0742-45-4472

ご連絡の際は、使用者番号をお知らせ下さい。(ぜひ裏面もご覧下さい。)

附 則

この告示は、令和 5 年 10 月 5 日から施行し、同月 1 日から適用する。

(令和 5 年 10 月 5 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 19 号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 10 月 31 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条及び第 20 条を次のように改める。

（履歴事項変更の手続）

第 19 条 職員（会計年度任用職員を除く。次項及び次条において同じ。）は、氏名又は住所に異動が生じたときは、庶務事務システム（電子計算機を利用して庶務に関する事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）により速やかに企業総務課長に申請しなければならない。

2 職員は、学歴、資格等に異動が生じたときは、履歴事項変更届（別記第 3 号様式）を速やかに企業総務課長に提出しなければならない。

（事務引継）

第 20 条 職員が退職、休職又は転任となつた場合は、当該退職、休職又は転任の日前までに担任事務の要領、処理未済の理由等を記載した事務引継書（別記第 4 号様式）を作成し、後任者に引き継がなければならない。

2 後任者に引き継ぐことができないときは、次の各号のいずれかの者により事務引継をしなければならない。

（1）部の長（その相当職を含む。以下同じ。）の場合は、当該部の次長（次長相当職を含む。以下同じ。）又は管理者の指名した当該部の課長（課長相当職を含む。以下同じ。）

（2）部の次長の場合は、当該部の長の指名した当該部の課長

（3）課長の場合は、当該部の長に、当該部の長に事故があるときは、当該部の次長又は課長補佐

（4）課長補佐又は係長（係長相当職を含む。）の場合は、課長に、課長に事故があるときは、あらかじめ課長の指名した職員

（5）その他の職員の場合は、所属長の指名した職員

3 事務分掌に変更を生じたときは、課長において引継ぎをしなければならない。

4 引継ぎを終わつたときは、連署して課長以上の職にある職員については管理者に、その他の職員については、所属長に届け出なければならない。

第 25 条中「（電子計算機を利用して庶務に関する事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）」を削る。

第 61 条中「業務上の理由による負傷、疾病、障害又は死亡に対して」を「公務上の災害又は通勤による災害に対する補償」に、「」の「」を「」又は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に「」に、「より補償する」を「よる」に改める。

第 62 条を次のように改める。

（疾病、負傷若しくは死亡又は出産の保険給付）

第 62 条 職員又はその家族の疾病、負傷若しくは死亡又は出産の保険給付については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に定めるところによる。

第 63 条中「、第 50 条、第 51 条、第 61 条及び前条」を「及び第 51 条」に改める。

別記第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式を次のように改める。

第2号様式の2 (第13条の2関係)

営利企業等従事許可書		
	所 属	
	職員番号	
	氏 名	
申請日 年 月 日		
根 拠	奈良市企業局職員就業規則第13条の2において準用する職員の営利企業等の従事制限に関する規則第3条	
勤 務 先 又は営業所	(名 称)	
	(所在地)	
地 位		
職務の内容		
事業の内容		
報 酬	☐ 有 (月額・日額) 円	
	☐ 無	
期 間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	
理 由		
このことについては、次の条件を付けて許可する。 第 号 年 月 日 公営企業管理者 条件		

第3号様式（第19条関係）

決 裁 印 欄	決 裁	
	処 理	

履 歴 事 項 変 更 届				
届 出	年 月 日	所 属 名		
		職 員 番 号		
受 付	年 月 日	氏 名		
変 更 事 項		記 入 事 項		添付書類
ふ り が な 氏 名	旧			住民票記載 事項証明書
	新			
住 所	旧			住民票記載 事項証明書
	新	〒 — 電話番号 — —		
学 歴	旧			卒業証明書 成績証明書
	新	学校名	学部 学科	
資 格 取 得	新	卒業年月日	取得年月日	資格取得 証明書写し
		資格名等	取得番号	

別記第3号様式の2を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業局職員就業規則第 19 条、第 20 条及び第 25 条の規定並びに別記第 2 号様式の 2 及び別記第 3 号様式は、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

(令和 5 年 10 月 31 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 10 月 5 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 9 号

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則（平成 12 年奈良市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第 1 項中「使用承認を」を「利用承認を」に、「奈良市黒髪山キャンプフィールド使用承認申請書」を「奈良市黒髪山キャンプフィールド利用承認申請書」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による申請をすることができる期間は、利用しようとする日（2 日以上継続して利用しようとする場合にあっては、その初日をいう。）の 3 月前に当たる日の属する月の 1 日から利用しようとする日の 7 日前までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条の見出しを「（利用承認）」に改め、同条中「使用を承認」を「利用承認を」に改める。

第 5 条の見出し中「携帯」を「携帯等」に改め、同条中「使用承認」を「利用承認」に、「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「係員」を「指定管理者」に改める。

第 6 条の見出し中「使用日等」を「利用日等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用承認」を「利用承認」に、「使用日」を「利用日」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第 7 条の見出しを「（利用の中止）」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「奈良市黒髪山キャンプフィールド使用中止届」を「奈良市黒髪山キャンプフィールド利用中止届」に改め、「添えて、」の次に「利用しようとする日までに」を加える。

第 8 条を第 11 条とし、第 7 条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金の納付等）

第 8 条 利用者は、利用しようとする日に、条例第 7 条に規定する利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 利用者は、前項の規定により利用料金を納付しようとするときは、利用者名簿（別記第 4 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 第 6 条の規定により利用日の延長の承認を受けてキャンプフィールドを利用する場合の当該利用日に係る利用料金は、当該承認のときに納付しなければならない。

（利用料金の減免）

第 9 条 条例第 8 条に規定する別に定める理由により利用料金の減免を受けようとする者は、奈良市黒髪山キャンプフィールド利用料金減免申請書（別記第 5 号様式）2 通を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を減免したときは、前項の規定により提出された申請書のうち 1 通に承認印を押して、申請者に交付する。

（利用料金の還付）

第 10 条 条例第 9 条に規定する特別な事由により利用料金の還付を受けようとする者は、奈良市黒髪山キャンプフィールド利用料金還付請求書（別記第 6 号様式）に承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、第 7 条の規定による届出を行ったときは、承認書の添付を省略することができる。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

奈良市黒髪山キャンプフィールド利用承認申請書

					年	月	日	
(宛先) 指定管理者								
住所又は〒 所在地								
電話番号()								
(申請者)								
団体名								
氏名又は 代表者氏名								
次のとおり奈良市黒髪山キャンプフィールドを利用したいので申請します。								
利用目的								
利用日時	年 月 日() : ~ 年 月 日() :							
利用者数	区分		市内	市外	合計			
	宿泊	3~18歳	人	人	人			
		19歳以上	人	人	人			
	宿泊合計		人	人	人			
	区分		市内	市外	合計			
	日帰り	3~18歳	人	人	人			
		19歳以上	人	人	人			
	日帰り合計		人	人	人			
	利用希望施設	☐ キャンプサイト ☐ デイキャンプサイト ☐ キャンプファイヤー場 ☐ 多目的研修棟 ☐ 野外集会場 ☐ 駐車場(台) ☐ その他()						
	承認条件				承認印			

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

奈良市黒髪山キャンプフィールド利用中止届

年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
住所又は 所在地 〒			
電話番号 ()			
(届出者)			
団 体 名			
氏名又は 代表者氏名			
次のとおり奈良市黒髪山キャンプフィールドの利用を中止したいので届け出ます。			
利 用 承 認 日 時	年 月 日 (曜日)	時から	時まで
	年 月 日 (曜日)	時から	時まで
承 認 年 月 日	年 月 日	承認番号	第 号
中 止 理 由			
備 考			

別記第3号様式の次に次の3様式を加える。

第4号様式（第8条関係）

利 用 者 名 簿

団 体 名				
代 表 者	氏 名		年 齢	
	住 所			
連 絡 先				
No.	氏 名	年 齢	住 所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

第5号様式 (第9条関係)

奈良市黒髪山キャンプフィールド利用料金減免申請書

年 月 日	
(宛先)	
指定管理者	
住所又は 所在地	
電話番号（ ）	
(申請者)	
団体名	
氏名又は 代表者氏名	
次のとおり奈良市黒髪山キャンプフィールドの利用料金の減免を受けたいので申請します。	
1 承認の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
2 利用承認の内容	
3 利用料金の額	利用料金 円
4 減免を申請する理由	
※ 決定 ☐ 全額免除する。 ☐ 円減額する。 承認印	

第6号様式（第10条関係）

奈良市黒髪山キャンプフィールド利用料金還付請求書

年 月 日			
(宛先) 指定管理者			
住所又は〒 所在地			
電話番号 ()			
(申請者)			
団体名			
氏名又は 代表者氏名			
次のとおり奈良市黒髪山キャンプフィールドの利用料金の還付を受けたいので請求します。			
利用承認日時	年 月 日 (曜日)	時から	
	年 月 日 (曜日)	時まで	
承認年月日	年 月 日	承認番号	第 号
還付請求内容	年 月 日 (曜日)	時から	
	年 月 日 (曜日)	時まで	
還付請求の理由			
既納の利用料金	円	還付請求金額	円

<還付金振込先>

銀行コード	支店番号 (ゆうちょ銀行の場合は店番)					
金融機関名	銀行 農協・信金 信組・労金	支店名	本店 支店 出張所			
口座種別	普通・当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(令和 5 年 10 月 5 日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第 28 号

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

令和 5 年 10 月 17 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

奈良市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

奈良市公職選挙事務執行規程（昭和 52 年奈良市選挙管理委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 21 号様式その 1、その 2 及びその 3 中

「奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名 印」を「奈良市選挙管理委員会
委員長 氏 名 」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 17 日から施行する。

(令和 5 年 10 月 17 日揭示済)